

## 規程第7号

国立研究開発法人建築研究所研究インテグリティの確保に関する規程を次のように定める。

令和6年3月1日

国立研究開発法人建築研究所理事長 澤地 孝男

### 国立研究開発法人建築研究所研究インテグリティの確保に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 役職員 役員及び国立研究開発法人建築研究所就業規則（平成27年規則第2号）第2条第1項の職員をいう。
- 二 役職員等 役職員及び国立研究開発法人建築研究所就業規則（平成27年規程第2号）第2条第2項の非常勤職員をいう。
- 三 研究者 研究所において研究活動を行う役職員等をいう。
- 四 研究インテグリティ 研究の国際化又はオープン化に伴うリスクに対して確保が求められる、研究の健全性・公正性をいう。

#### (研究者の責務)

第3条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について研究所に開示を行うものとする。

#### (理事長の責務)

第4条 理事長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

#### (研究インテグリティマネジメント統括責任者)

第5条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティマネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、理事をもって充てる。

#### (研究インテグリティの確保に係るマネジメント委員会)

第6条 研究インテグリティの確保に係るマネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 統括責任者
- 二 研究総括監
- 三 研究専門役
- 四 国際協力審議役
- 五 各部長
- 六 各研究グループ長
- 七 センター長

2 委員長は、統括責任者とする。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、研究総括監がその職務を代理する。

5 委員長は、必要に応じて、委員以外の者にオブザーバーとして出席を求めることができる。

6 委員会の庶務は、企画部企画調査課が行う。

(所掌事項)

第8条 委員会は、次の事項について検討及び審議を行う。

- 一 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する取組のとりまとめ及び当該取組の推進状況の点検に関する事項
- 二 その他研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項で委員会が必要と認めたもの

(専門委員会)

第9条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

(相談窓口)

第10条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、企画部企画調査課の職員をもって充てる。

(秘密保持義務)

第11条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務に従事する役職員等は、その業務に関して知ることのできた秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則（令和6年3月1日規程第7号）

この規程は、令和6年3月1日から施行する。